

独立行政法人空港周辺整備機構  
平成16年度業務実績評価調書

平成17年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項 目		評定	評 価 理 由	意 見
中 期 計 画	平成16年度計画			
	1．業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置			
1	<p>(1)組織運営の効率化</p> <p>事務事業の効率化の観点から、独立行政法人化の時点で、大阪国際空港事業本部の経理部及び周辺整備推進室、代替地対策課、東京事務所を廃止し、民家防音第1課及び第2課を統合し民家防音課に再編する。</p> <p>共同住宅の新規建設は廃止したが、既存住宅の維持管理業務は継続し、処分に関する業務が新たに生ずることから、共同住宅担当組織は従来どおりとする。</p>	2	<p>グループ制導入について検討の結果、組織規模等を考慮して導入を見送ったが、一つの判断として評価できる。</p> <p>組織運営の効率化は、すでに一定程度達成されている。</p>	
2	<p>(2)人材の活用</p> <p>機構組織全体について、国・府・県・市との人事交流を推進し、若い人材を任用するなどにより組織を活性化する。</p>	2	<p>若い人材の活用と組織の活性化に向け着実に努力している。</p>	

項 目		評定	評 価 理 由	意 見	
中 期 計 画	平成16年度計画				
3	<p>(3)業務運営の効率化 代替地造成事業の効率化</p> <p>イ 大阪については、代替地の保有区画数は1区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。 また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。</p> <p>ロ 福岡については、代替地の保有区画数は2区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。 また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。</p> <p>ハ 一般処分を行う場合は、ホームページへの掲載、地元広報誌等への情報提供を実施するとともに、自治体等の公共代替地への提供も行う。</p>	<p>(3)業務運営の効率化 代替地造成事業の効率化</p> <p>大阪及び福岡の両事業本部において、移転補償対象者のニーズを把握し、代替地の需要がある場合には適切に対応する。 また、現在保有している代替地については、需給動向を勘案のうえ、自治体等への優先譲渡のほか、必要に応じて一般処分を行う。</p>	2	<p>大阪、福岡両本部とも一般処分を進め、年度計画を着実に実施しており、事業の効率化に努力している。</p>	

項 目		評定	評 価 理 由	意 見
中 期 計 画	平成16年度計画			
4	<p>共同住宅</p> <p>イ 採算性を検討し、現状及び見通しを公表する。</p> <p>ロ 熊野町住宅については、一棟処分に向けて入居者の移転を進める。</p> <p>ハ 戸別処分を行う小中島住宅については6戸以上を処分する。</p> <p>ニ 服部本町住宅の空家については、定期借家権を付け入居資格者以外への賃貸の拡大を図っていくことにより、空家率を4%以下にする。 利倉西住宅(第1、第2、第3)については、定期借家権を付け入居資格者以外への賃貸を拡大し、空室率を25%以下にする。</p>	2	<p>共同住宅</p> <p>イ ホームページにおいて公表している採算性の現状及び見通しを必要に応じて更新する。</p> <p>ロ 熊野町住宅については、移転の対象となる入居者並びに関係市等と調整・協議を行うとともに、一棟処分に向けて入居者へのアンケート調査の手続きを進める。 また、処分実施における具体的な手法についての検討も進める。</p> <p>ハ 戸別処分を行う小中島住宅については2戸を処分する。</p> <p>ニ 服部本町住宅及び利倉西住宅(第1、第2、第3)については、定期借家権を付け入居資格者以外への賃貸を実施する。賃借人の公募については、ホームページへ掲載するとともに、不動産業者へ業務委託する。 また、近隣の企業等への働きかけも実施する。</p>	

項 目		評定	評 価 理 由	意 見
中 期 計 画	平成16年度計画			
5	<p>事業費の抑制</p> <p>事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%以上（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%以上）に相当する額を削減する。</p>	2	<p>コストの削減に努め、計画どおり、事業費の抑制が行われている。</p>	
6	<p>一般管理費の抑制</p> <p>一般管理費について、業務の集約化及び電子化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%以上に相当する額を削減する。</p>	3	<p>契約の見直しや人件費の抑制などにより、計画を上回る優れた実施成果を達成している。</p>	

項 目		評価	評価理由	意見	
中期計画	平成16年度計画				
	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置				
7	<p>(1)業務の質の向上 業務の質を向上させるため、次の措置を行う。</p> <p>業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を設け、年2回以上開催する。</p>	<p>(1)業務の質の向上 業務の質を向上させるため、16年度において次の措置を実施する。</p> <p>業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回開催する。</p>	2	年度計画を着実に実施している。	
8	<p>事業に関する情報の共有化及び職員相互の連帯意識並びに業務に係る専門知識の向上のために弁護士・公認会計士・税理士等の外部講師による職員研修（年3回程度）を実施する。</p>	<p>外部講師等（弁護士、公認会計士、税理士を予定）による職員研修を年2回程度実施する。</p>	2	多方面にわたる研修が行われており、年度計画を上回る実施回数は評価できる。	
9	<p>1年サイクルの内部評価制度を導入し、前年度の業務の評価が次年度の目標設定・業務の実施に着実にフィードバックできるようにする。</p>	<p>平成15年度の事業及び平成16年度上半期の事業について内部評価を実施するため、内部評価委員会を年2回以上開催し、実績等の分析結果を以後の業務の実施方法等に反映させる。</p>	2	年度計画を着実に実施している。	

項 目		評 定	評 価 理 由	意 見	
中 期 計 画	平成16年度計画				
	<p>独法移行時において会計規程等の見直しを行うとともに、新たに考査役及び契約係長を設置する。</p>				
10	<p>広報活動の充実</p> <p>イ ホームページ、パンフレット等の内容を充実させ、独立行政法人評価委員会の評価結果を含めて積極的に各種情報を提供する。</p> <p>ホームページについてはアクセス数を10%増加させるとともに、書き込み欄への意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。</p> <p>ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への掲載等の広報活動を行う。</p> <p>ハ エアフロントオアシスや緑地整備を完了した箇所について、成果を周知するため、看板の設置等を行う。</p>	<p>2</p> <p>広報活動の充実</p> <p>イ ホームページについては、寄せられた意見やアクセスの実績を解析のうえ、より一般に理解されやすい内容となるよう公表データ等の内容の更なる充実を図る。</p> <p>また、小・中学校への広報活動に必要な冊子を整備する。</p> <p>ロ 環境対策における広報活動の充実を図るため、自治体広報誌等への掲載を依頼する。</p> <p>ハ 事業主体と調整をし、事業を完了した緑地帯等に看板の設置等を実施する。</p>	2	<p>各項目とも年度計画に沿って着実に実施されている。ホームページの改善などは、幅広い年齢層の理解促進に効果的であると思われる。</p>	

項 目		評定	評 価 理 由	意 見	
中 期 計 画	平成16年度計画				
11	<p>(2)業務の確実な実施            周辺整備基本方針及び中期基本方針で策定された趣旨を踏まえつつ、各事業を進める。            再開発整備事業            イ 関係自治体との定期的情報交換を行うこと等により、都市計画や地域整備計画と整合する事業を実施する。</p> <p>ロ 施設の整備にあたっては、仕様等について企業からの提案を取り入れる等により、需要に柔軟・的確に対応する。</p> <p>ハ 中期目標の期間中に、需要の確実性を把握したうえで、7件の事業を行う。</p>	<p>(2)業務の確実な実施            再開発整備事業            イ 都市計画や地域整備計画と整合する事業の実施について関係自治体と情報交換を継続して行う。</p> <p>ロ 施設の整備にあたっては、企業からの提案を積極的に取り入れる等により需要に的確に対応するとともに、建設費等の抑制に努める。</p> <p>ハ 平成16年度中に3件の整備を実施する。</p>	3	<p>関係機関との協議、情報交換を行い、コスト抑制にも努力している。            年度計画を上回る整備件数を実施しており、優れた成果と評価できる。</p>	
12	<p>民家防音事業            工事の積算方法や審査方法の見直し、事務の効率化・簡素化に取り組み、交付申請から交付額の確定までの期間を15%短縮する。            なお、工事は特定時期に集中することなく計画性を持って実施する。</p>	<p>民家防音事業            交付申請から交付額の確定までの期間について、故障調査・積算審査等の効率化を図ることにより、平成14年度実績に比して15%短縮するとともに、更なる効率化についての手法等を検討する。</p>	3	<p>事務の簡素化、効率化等で期間短縮と住民サービスの向上に努め、計画を着実に実施している。また、コスト削減にも努力している。</p>	

項 目		評定	評 価 理 由	意 見
中 期 計 画	平成16年度計画			
13	<p>移転補償事業 事務処理の迅速化を図り、移転補償及び土地の買入れについては申請から代金の支払いまでの期間を15%短縮する。</p>	<p>移転補償事業 移転補償及び土地の買入れの申請から代金の支払いまでの期間について、物件調査や土地の測量等を効率的に行うことにより、平成14年度実績に比して15%短縮するとともに、更なる効率化についての手法等を検討する。</p>	2	<p>事務の効率化等による期間短縮は評価できる。待機物件対策を含め、さらなる努力が必要。</p>
14	<p>中村地区の移転補償事業 中村地区に係る移転補償事業については、下記により実施する。</p> <p>イ 中村地区整備協議会（幹事会）と意見、情報交換を行い整備を進める。</p> <p>ロ 地元自治会と密に連絡情報交換を行い、事務を円滑に進める。</p> <p>ハ 移転補償の事務（補償額の提示）を行うにあたっては住民及び事業者に必要な説明を行う。</p>	<p>中村地区の移転補償事業</p> <p>イ 中村地区整備協議会（幹事会）と意見、情報交換を月に1回程度実施する。</p> <p>ロ 地元自治会との連絡情報交換を関係自治体とタイアップして実施することで住民の意向把握に努める。</p> <p>ハ 移転補償事務を行うにあたり住民及び事業者に必要な説明を行うとともに、電話等の照会に対しても適切に対応する。</p>	2	<p>関係機関や地元との情報交換などは、年度計画に沿って実施している。困難な事業に対して、精力的に努力している。</p>

項 目		評定	評 価 理 由	意 見	
中 期 計 画	平成16年度計画				
15	<p>大阪国際空港周辺の緑地整備 大阪国際空港周辺の都市計画緑地の用地取得等については、国・地元自治体等との協力体制を強化し、着実に実施する。</p> <p>イ 利用緑地及び緩衝緑地第1期事業分は、概成に向けて推進する。</p> <p>ロ 緩衝緑地第2期事業分については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。</p>	<p>大阪国際空港周辺の緑地整備</p> <p>イ 利用緑地については、未買収地約0.9haのうち約0.2haを買収し、用地取得進捗率を約95%とする。緩衝緑地第1期事業分については、未買収地約3.1haのうち約0.7haを買収し、用地取得進捗率を約87%とする。また、買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。</p> <p>ロ 緩衝緑地第2期事業分については、利用緑地及び緩衝緑地第1期事業分の進捗状況を踏まえつつ、都市計画事業承認・認可について国・地元自治体等と引き続き調整する。</p>	3	<p>困難な状況下で努力し、用地取得進捗率を達成している。</p>	

項 目		評定	評 価 理 由	意 見	
中 期 計 画	平成16年度計画				
16	<p>福岡空港周辺の緑地整備 福岡空港周辺の緑地整備を推進する。</p> <p>イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備を推進する。</p> <p>ロ 空港南側の一定範囲については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。</p>	<p>福岡空港周辺の緑地整備</p> <p>イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備等の推進を図る。買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。</p> <p>ロ 空港南側の一定範囲については、都市計画事業承認・認可について国・地元自治体等と引き続き調整する。</p>	2	<p>施工方法の工夫によるコスト縮減を図りつつ、年度計画に沿って着実に実施されている。</p>	
17	<p>(3) 空港と周辺地域の共生 国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。</p> <p>イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ啓発活動を積極的に実施する。</p> <p>ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。</p>	<p>(3) 空港と周辺地域の共生 空港周辺地域の緑地整備を推進するなど国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。</p> <p>イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ環境関係の講演を行うことにより啓発活動を実施する。</p> <p>ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。</p>	2	<p>計画に沿って着実に業務を遂行したと判断される。</p>	

項 目		評定	評 価 理 由	意 見
中 期 計 画	平成16年度計画			
	八 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進する。			
18	<p>3 . 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>( 1 ) 予算 別紙のとおり</p> <p>( 2 ) 収支計画 別紙のとおり</p> <p>( 3 ) 資金計画 別紙のとおり</p> <p>欠損金を 30% 圧縮する。 未収家賃を 40% 圧縮する。</p>	<p>3 . 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画</p> <p>( 1 ) 予算 別紙のとおり</p> <p>( 2 ) 収支計画 別紙のとおり</p> <p>( 3 ) 資金計画 別紙のとおり</p> <p>未収家賃を回収するため連帯保証人も含め郵便・電話での督促、また戸別訪問を精力的に実施する。</p>	2	経費の抑制、予算等の適正執行などの努力が十分に認められ、欠損金、未収家賃について着実な圧縮が図られている。
	<p>4 . 短期借入金の限度額</p> <p>資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400 百万円とする。</p>	<p>4 . 短期借入金の限度額</p> <p>資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400 百万円とする。</p>		平成16年度は該当なし。
	<p>5 . 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>該当なし</p>	<p>5 . 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>該当なし</p>		平成16年度は該当なし。

項 目		評定	評 価 理 由	意 見
中 期 計 画	平成16年度計画			
	6. 剰余金の使途 該当なし		平成16年度は該当なし。	
19	7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (1) 人事に関する計画 方針 イ 定年退職者の補充にあたっては原則として業務の進捗に応じ削減する。 ロ 国・府・県・市からの出向者については若返りを図り、人件費を抑制する。	3	職員の出向元との協議や若返りに努力し、人件費を大幅削減したことは優れた成果。	
20	人事に関する指標 独立行政法人への移行時において、組織及び職員数の見直しを行い、平成15年4月時点に比して、12名削減する。 さらに、中期目標期間中に計画的に人員を抑制する	2	すでに中期目標を達成しており、努力は評価できる。	

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

3点：中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。

2点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

1点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

0点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められず、業務改善が必要である。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
				各項目の合計点数 = 45 項目数(20) × 2 = 40 下記公式 = 113%

- <記入要領> ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に を記入する。  
 （各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が130%以上である場合には、「極めて順調」とする。  
 （各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が100%以上130%未満である場合には、「順調」とする。  
 （各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。  
 （各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%未満である場合には、「要努力」とする。  
 ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

自主改善努力評価

評定	評定理由
相当程度の実践的努力が認められる。	業務改善推進会議において提案された目標価格制度や、住宅騒音防止対策事業における完了検査の見直しによって、事務処理の効率化と経費削減に結びつけている。 また、移転補償手続きに係る要領の改正や補助金交付に伴う書類の簡略化、一部削減などにより住民サービスの向上にも努めていることは、「自主改善努力」として評価できる。

- <記入要領> ・自主改善努力が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、評定欄に「相当程度の実践的努力が認められる」と記入し、認められない場合には「-」と記入する。いずれの場合においても、その右の「評定理由」欄に、取組みの事例を含め、その理由を記入する。

業務全般に関する意見

年度計画の実施については順調に推移しているが、今後は中期計画の達成に向けて一層の努力を期待したい。
---